

◇ 大 淵 紀 夫 君

○議長（松田謙吾君） 続いて、8番、会派日本共産党、大淵紀夫議員、登壇願います。  
〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、日本共産党、大淵紀夫です。私は、町長に2点質問をいたします。

1点目は、町財政についてであります。

（1）、令和2年度の決算の総括について。

①、財政的な視点での総括及び第6次白老町総合計画から見た総括をどのように捉えているか伺います。

②、健全化指標、経常収支比率、ラスパイレス指数、繰出金、扶助費等におけるそれぞれの推移及び評価を伺います。

③、基金及び各特別会計を含む起債償還残高と評価を伺います。

（2）、令和3年度予算執行状況について。

①、歳入歳出の現状と変動を伺います。

②、コロナによる予算執行の変動はどのように捉えているか伺います。

③、新病院建設と現行の白老町立国民健康保険病院事業会計の財政状況を伺います。

④、白老町行財政改革推進計画と財政指標の方向及び今年度の見通しについて伺います。

（3）、行財政改革推進計画の中での基金と起債への考え方と実行見通しについて伺います。

（4）、交付税とコロナ感染症対策を含めた国の財政方向への町の対応について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「町財政」についてのご質問であります。

1項目めの「令和2年度決算の総括」についてであります。

1点目の「財政的な視点での総括及び第6次白老町総合計画から見た総括」についてであります。財政的な視点での総括につきましては、コロナウイルス感染症対策事業や住民生活に密接した事業を実施しながら、基金の積み増しや、適度な実質収支額が確保できており、投資と抑制のバランスを保ちながら、財政基盤の安定化が図られたものと捉えております。

総合計画から見た総括につきましては、実施計画に登載された事業を実施することが、まちの将来像の具現化につながるものであり、着実に推進されたものと捉えております。

2点目の「健全化指標、経常収支比率、ラスパイレス指数、繰出金、扶助費等におけるそれぞれの推移及び評価」についてと3点目の「基金及び各特別会計を含む起債償還残高と評価」については関連がありますので一括してお答えいたします。

健全化指標につきましては、実質公債費比率は13.3パーセント、将来負担比率は31.7パー

セント、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生しておらず、概ね財政健全化プランの目標値どおりに推移しており、プランの着実な実施により改善が図られたものと捉えております。

経常収支比率につきましては、職員給与削減の解除や会計年度職員制度の導入により、前年比0.7ポイント増の92.2パーセントとなっており、行財政改革推進計画の実施による固定的経費の縮減が不可欠なものと捉えております。

ラスパイレス指数につきましては、職員給与削減の解除により前年比0.8ポイント増の98.9となっており、適切な定員管理を推進する必要があるものと捉えております。

繰出金につきましては、下水道事業会計及び病院事業会計への繰出金増により、前年比1億7,550万5千円増の19億9,374万8千円となっており、両事業の経営改善が急務と捉えております。

扶助費につきましては、前年比6,706万9千円増の9億8,947万7千円となっており、高齢化率の上昇により当面の間は上昇傾向が続くものと捉えております。

基金につきましては、特別会計分を含めて前年比2億3,039万1千円増の23億5,548万1千円となっており、健全化指標の改善と財政基盤の強化に大きく寄与しているものと捉えております。

起債残高につきましては、企業会計・特別会計分を含めて前年比9億9,997万円減の160億4,695万6千円となっており、健全化指標と同様にプランの着実な実施により改善が図られたものと捉えております。

2項目めの「令和3年度予算執行状況」についてであります。

1点目の「歳入歳出の現状と変動」についてと2点目の「コロナによる予算執行の変動」については関連がありますので一括してお答えいたします。

歳入につきましては、町税は、入湯税に新型コロナウイルス感染症の影響が見られるものの、概ね予算額を確保できる見込みであります。

普通交付税は、当初予算額を4億1,431万4千円上回る34億1,431万4千円、臨時財政対策債発行可能額は、当初予算額を9,806万8千円下回る2億8,563万2千円となっております。

ふるさと納税は、11月末現在で前年同月比1億1,700万円増の約3億200万円となっております。

このほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関する国庫支出金として1億6,952万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,781万6,000円を見込んでおります。

歳出につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業として7,375万7千円、新型コロナウイルス感染症対応交付金事業2億2,246万6千円、萩の里自然公園の災害復旧費1,940万円、病院改築事業に係る病院会計への繰出金2,760万3千円を補正予算として追加したほか、本定例会において新型コロナウイルスワクチン接種関連事業として644万3千

円、新型コロナウイルス感染症対応交付金事業として2,225万8千円の補正予算を計上しております。

3点目の「新病院建設と現行の白老町立国民健康保険病院事業会計の財政状況」についてですが、現在、病院改築に向けて、設計・施工一括発注による公募型プロポーザル方式により、受託事業者の選定作業を進めているところであります。

受託事業者の選定後、基本設計業務に対する経費について補正予算の提案を予定しておりますが、病院改築事業費を含めた令和3年度病院事業会計の決算収支見通しについて、単年度資金不足の発生が想定されます。

4点目の「白老町行財政改革推進計画と財政指標の方向及び今年度の見通し」についてですが、行財政改革推進計画においては、令和3年度の実質公債費比率は12.5パーセント、将来負担比率は39.1パーセントとなっており、実質公債費比率は令和6年度まで、将来負担比率は計画期間中を通して、低下するものと推計されております。

今年度の見通しにつきましては、実質公債費比率は推計値である12.5パーセント前後、将来負担比率については30パーセント以下になるものと捉えております。

3項目めの「行財政改革推進計画の中での基金と起債への考え方と実行見通し」についてであります。

行財政改革推進計画においては、起債については、計画期間中の町債発行総額を80億円以内に抑え、公債費の抑制を図るとともに、過疎債などの財政上有利な起債を有効活用することとしており、基金については、財政調整基金は平常時においては10億円を下回らないよう努めるものとし、特定目的基金については、事業実施の財源として適切に運用することとしております。

本年度におきましては、繰越事業を含めた起債の現計予算額は約9億8,000万円、財政調整基金残高見込みは約12億5,000万円、特定目的基金繰入額は約2億800万円となっており、今後においても計画の趣旨に則った財政運営に努めていく考えであります。

4項目めの「交付税とコロナ感染症対策を含めた国の財政方向への町の対応」についてであります。

交付税につきましては、国の「骨太の方針」による地方における一般財源総額実質同水準ルールにより、近年は一定の交付税額が確保されているものであります。

本町におきましては、人口減少や過去の起債への交付税措置の減少はあるものの、一定程度の交付税額は維持できるものと捉えております。

コロナ感染症対策につきましては、地方創生臨時交付金のほか、緊急包括支援交付金、特別定額給付金など、国民生活や事業活動への影響を鑑みた財政措置を国が行っているものであります。

本町におきましても、地方創生臨時交付金を活用した事業を展開しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策の長期化に伴い、国による財政措置が縮小していく恐れもあることか

ら、更なる財政基盤強化が必要と捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。令和2年度の総括については、財政健全化指標、実質収支、基金、起債残高等々健全化が進んだというような捉え方でいいと思うのですが、そこは確認をしておきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 令和2年度の決算の総括という部分でございます。

議員ご指摘のとおり、健全化指標、経常収支等々、こちらは前年度を下回っているといいますが、そういうことで総括としては健全化に向けて進んでいっているというような状況で捉えて結構です。よろしいです。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。令和3年度の予算執行状況は分かりました。大きな変化が现阶段では見られていないという状況です、コロナのことはありますが。その中で今回寿幸園の民営化がいろいろありますが、提案されています。特別会計で起債残高約2億5,000万円ぐらいあるのですけれども、これの今後の考え方、繰上償還するのだよということでは書いてありましたけれども、これは具体的には来年度の繰上償還はどこの財源を用いてやるという考えですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 寿幸園の民営化に伴う繰上償還の財源というご質問でございます。

こちらにつきましては、繰上償還、当時全員協議会の中で2億5,000万円というようなお話をさせていただいたのですが、そこで精査をかけまして、約2億円の繰上償還額が発生するというような状況になっているところでございます。それで、この財源につきましては、まず減債基金、こちらが現状で9,000万円基金残高がありますので、まずこの9,000万円と、あと併せまして残り1億1,000万円を財政調整基金から繰入れして、合計2億円を繰上償還するという考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今残高では2億5,000万円になっている。この5,000万円減ったという理由は何ですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 5,000万円の部分につきましては、今年度の予算額ということ、今年度措置する部分、償還する部分ということで、今年度償還して残り2億円という考

え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは分かりました。

特別交付税について伺いたいと思いますが、特別交付税、12月分は本町は新聞報道によると1億4,600万円で22.2%の減と。これは予算委員会でも答弁があったように、災害分が経年変化として捉えるということでもいいのかどうか、そして減少率が予想どおりか。今の町長の答弁で交付税は増えるということですから、ここではそういうような捉え方でいいかどうか。同時に、特別交付税の仕組みを、簡単で結構です。12月分と3月分があるのだけれども、そこら辺の仕組みがどうなっているのか、その辺りの答弁をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 2点質問がございまして、まず本年度の12月の特別交付税の額ということでご答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、本年の12月交付は白老町として1億4,688万円交付されたというような状況になってございます。前年と対比しますと1億725万円減となっております、この減の理由といたしましては、若干議員のほうで触れていただきましたが、過去3年間に管内で発生した災害の部分の一定の割合がこういった部分に交付される現年債が減されたということでございます。一方で、増額もございまして、これは不採算地区への町立病院への繰出金が3割増されたということで、この部分については特別交付税が増されているというような状況になっているところでございます。

それと、もう一点、特別交付税の12月と3月分のルールというか、仕組みについてのご質問でございます。まず、12月分につきましては、いわゆるルール分ということで、例えば今お話をさせていただきました町立病院への繰出金の部分が幾らであったりですとか、そういった事業によってきちんと明確にこの事業に対しては幾ら特別交付税を措置いたしますということで、12月部分につきましては明確に幾らいただけるというようなことが分かっているということです。一方、3月につきましては、ルール分ということで代表的なお話をさせていただきますと、例えば地域おこし協力隊への部分ですとかアイヌの交付金の部分ですとか、そういった部分のルール分というようなものとプラスしまして特殊財政需要額というようなものがございまして、これははっきりと見えてこない部分はあるのですけれども、そういった中でそれを合わせまして3月の部分については措置されると、交付されるというような状況ですので、よく言われるのですけれども、3月の交付についてはなかなか金額が見えないというような状況になっているというのが12月、3月の特別交付税の仕組みというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番(大淵紀夫君) 8番、大淵です。理屈は分かるのです。そこで説明されて分かりました。ただ、例えば今回の交付で病院の交付があったと、差し障りがなかったらもうちょっと詳しく教えてほしいのだけれども、なぜ答弁が必要かという、ルール分であれば、これは初めから町立病院の交付って分からないものなのですか、特別交付税で。増額がそうだったということは、初めから分かっているという状況ではないという捉えになってしまうのだけれども、そこら辺の特別交付税の仕組みの部分をもうちょっと病院のことを含めて教えてもらいたいです。そして、これは結果的には病院が赤字になって繰り出した分についての交付と考えていいのですか。

○議長(松田謙吾君) 大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) 町立病院の繰出金の関係でございます。

12月の交付分というのは、町立病院は不採算地区ということでの町立病院に繰出金を出した部分について特別交付税で措置をいたしますということで、その繰出金に対して特別交付税措置がされるというような状況になっています。

〔だから、その中身。例えば繰出金こんだけ繰り出したのに、こんだけ来たという、そういうのは分からないの〕と呼ぶ者あり

○企画財政課長(大塩英男君) 12月の交付でルール分ということですので、中身については分かります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) すみません。もちろん12月でルール分ですので、そこは必ず合致した数字ではございませんが、ある程度そこは数値を見込んだ中で12月特別交付税の予算を組んでいるというような状況です。

○議長(松田謙吾君) 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番(大淵紀夫君) 8番、大淵です。何を聞きたいかという、こういうことなのです。要するに事業費の基礎数字、ルール分のパーセントありますよね。それを掛けた分が特別交付税になるわけでしょう。それがルール分で100%来ているかどうかということなのです。問題は、だから、そここのところが基礎数字の積み上げ額の違いがあってそういうことが起こるのか。要するに読めないという理由、特別交付税の額の精度を上げないと、どの予算でもつかみでしか見られないというのは私はおかしいと思うのですよ、制度的に。だから、そこはそういう積み上げ額の精度を上げることによって特別交付税のルール分というのは一定限度数字ができないのかということを知っているのです。

○議長(松田謙吾君) 大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) 交付税の仕組みということで、ごめんなさい、私の説明が悪かった部分はあるのですけれども、これだけかかりますという基礎数値がありまして、そ

してそれに対して算定割合というのが半分です、満額ですという、8割ですというような、こういったルールは一定限ルールとしてございます。ただ、その中で総額として来た場合について、その一つ一つを精査して見ていくと、なかなかこれは状況として数字がつかめな  
い。特に3月の部分については実際総額で、白老町の場合はここ最近3億円という大体ベースがあるのですけれども、その3億円で交付しますということで、そしてそのルール分というのが協力隊に対しては8割ですというような数字は出てきているのですけれども、総額として3億円になっていますので、要するに協力隊に対して幾ら入っていますというような形では見えてこないというのが現状でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そのことは分かるのだけれども、積み上げ額、要するにルール分を掛ける部分の元数字、そこをもっともっと北海道なら北海道と協議をして精度を上げれば、0.8のものもあれば0.7のものや0.3のもの、0.5のものも、100%のものもあるわけでしょう。それを全部足した額が全然合わないわけだ。だから、そこのところを合わせるために積み上げ額を精査することによってきちんとできないのかと。もちろん3月分で、任意分というのかい、グレーゾーンと言われる任意分が、任意分というのか何というのか分からないけれども、そういうものがあるというのは分かっています。ただ、ルール分すらルールのとおりに来ないということはルールではないのだ。この特別交付税の考え方でそこなのだ。何でこんなことを聞くかといったら、これはこうやって言ったほうが分かりやすいと思うのだけれども、これは町からいただいた資料ですけれども、特別交付税のランキングを見たら、名前を言ってしまってもいいと思うのだけれども、この間視察に行った東川町、8,400人の人口で特別交付税10億9,000万円です。聞いたのだ。そしたら、これは積み上げ額、北海道との詰める積み上げ額をきちんと算出すれば、それは分かるはずだということです。今の答弁とは違うのだ。ただ、それは何かの方法があるかもしれない。それは我々は分からないから。だけれども、私が言いたいのは何かというと、これだけの差が、どうして人口が倍ある私たちのところよりも人口が半分しかいないところが特別交付税が倍もあるのかと。厚真町やむかわ町は分かります、災害があったから。その次に多いのは別海町です。これは基地が、基地というか、演習場がありますから、ここは8億円ぐらいあるのかな。町村ではここです。だから、ここら辺は特別交付税をたくさんもらうということが財政的には極めて白老町にとっては有利な状況になる。だから、もっと精査をして、もっと正確な特別交付税を出すということができないのかということ聞いているのです。そういう意味ですから。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 大淵議員のほうから東川町の例があって、確かにランキングでいきますと今お話のあった東川町が約11億円ということで全道で11位ということで、

本町の場合は2年度につきましては約6億円ということで37位というようなランキングに位置しているところでございます。それで、私も東川町の特別交付税がどのような仕組みになっているかということを見せていただきました。それで、特別交付税措置されている事業、そこを的確に捉えて、視点としては特別交付税が措置される事業について、それだけではもちろんないのですけれども、そこを集中的に町としてやっていくというような視点の捉え方というのは我々としても参考になるところかと考えているところでございます。その特別交付税の金額の積み上げ方というようなご質問でございましたが、先ほども申したとおり、例えば地方創生交付金であれば5割が特別措置されるですとか、あと地域おこし協力隊については8割措置されるということで、やはり措置される金額というのはある程度ルール分としては見えるものは見えています。ですから、そこをまちづくりの観点から、特別交付税措置がされるということに基づいてその事業を展開していくということは考えられるというか、今後非常に大事な視点ではあるかと捉えています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私が言っているのは今のこと、要するに政策ときちんと連動して、どうやって財政を得るかということなのです。財政ありきとか、金が集まったからやるとかというのではないのだ。この必要な政策をどう財源裏づけをきちんと取って事業するかということなのです。そのときに必要なのは、その金額が分かるということなのだよ、多くても少なくても。ですから、つり上げ額やそういう事業選定によってきちんと読めるものは、要するにグレーゾーンを少なくして、交付税措置を特別交付税できちんとルール分ですと言っているのだから、ルール分が全部入ってくるような予算を組めると、3月で。そういう考え方にならないと、そういう視点で北海道とも接触しないと、初めから10億円の枠では全部足したら10億円だけれども、来るのは5億円だよと、そういう考え自体が違うということを私は言っているわけ。東川町のやっていることが全部正しいかどうかは分かりません、私も。だから、それがいいとは言っていない。だけれども、少なくとも北海道との協議の中で、そこはうちのまちよりは見えているような気がしたのです。そこら辺を国にも要求するし、北海道にも話をしに行くと、そういうことを精力的にやることによって将来の財政計画ってきちんとつくれると思うのだ。そこら辺のところをきっちりやると、ルール分として2割来るもの、3割来るもの、5割来るもの、これはもらわぬということ、きちんと。そういう姿勢で財政運営しないと駄目ではないかということを言っているのです。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 北海道との協議、あと国との協議というお話がございました。ほかのまちのことですので、ご答弁は控えたいと思いますけれども、北海道との協議によって交付税が増えるかどうかというのは私も認知していないところではあるのです。で



すから、北海道との協議があれば交付税を措置してあげるよということであれば一生懸命我々もそれに努めてまいりたいという思いはあるのですけれども、そういった部分を抜きにしても、議員のご指摘のとおり、きちんと交付税措置されるものというものはもちろん我々としても承知しているところでございますので、これはきちんと交付税措置されるもの、されないものと言ったらちょっと言い方がおかしいのですけれども、それを視点にして事業展開していくというのはもちろん重要なことですし、現状もきちんと我々としてもやっているのですけれども、そういった視点も含めて推進していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。この件については分かりました。ただ、私が言っているのはルール分はきちんと市町村に入って当たり前だという認識でないとは私に駄目だと思っていますから、その精度を上げるためにどうするかということを中心にこれから勉強して行ってほしいと思います。

次、病院のことについて伺います。現時点での病院の経営状況、数字を含めて入院、外来、収支の状況、コロナの影響、昨年度比や改善計画との差、大まかで結構ですので、特徴を含めて答弁を願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 令和3年度の病院事業会計の経営状況についてのご質問でございます。

まず、入院、外来の患者数なのですが、11月末現在の数字で申し上げますと、入院につきましては1日平均13.3名と、外来につきましては106.5名という結果でございます。収支の状況でございますけれども、今想定される令和3年度の病院事業収益につきましては大体7億6,800万円、それとあと病院事業費用については7億9,000万円と想定してございまして、大体差し引くと約1,200万円の経常損失が出る見込みとなっております。一応収支、1答目の町長からの答弁で単年度資金不足の発生が想定されるということで答弁してございます。この辺りなのですけれども、まず先ほど入院患者、外来患者を申し上げました。昨年度がコロナ禍でかなり経営が悪化したということで、昨年度と比較すると入院、外来は戻ってきているということで、医業収益のほうは大体年間で約1億円ぐらいは戻るだろうというような想定はしてございます。ただし、経営改善計画の話なのですが、ここで掲げた目標値、患者数、それぞれ各指標の目標値がありますけれども、ここには恐らく至っていないというか、届かないと想定してございます。この経営改善計画の目標値に届かないということは、平成29年度から5か年かなり経営不振が続いているということで、この中で大変病院の資金不足が発生しているということで、この5か年の資金不足は今年度の経営改善の中では解消できないと想定していると。そういったところから、単年度資金不足の発生が想定されるということでございます。

それとあと、最後にコロナの状況でございます。患者数につきましては、昨年度から見ると戻ってはきているということなのですが、1日平均入院患者数が13.3名と、外来が106.5名ということで、令和2年度の決算は比較にはならないと思っております。その前の平成30年度、令和元年度、このあたりの数字から見てもやっぱり減っているということではあります。ただし、私はこれはコロナの影響だなと思うところが1つ分析の中でありまして、患者数は減っているのですが、医業収支については先ほど言った平成30年、令和元年度よりも上がっているということでございます。これはどういうことかと申しますと、コロナのワクチン接種を今年度はやっています。それも当然収益の中に入っているのですが、それ以外に今回コロナ禍の中で、例えばけがをして外科にかかるだとか、ほかの疾患で入院するだとか、それに当たりまして事前にPCR検査を受けていただくだとか、また通常するときにはなかった内視鏡の検査を受けていただくだとか、かなりこの感染対策に応じる検査が増えていくということでございまして、患者数は減っているのですけれども、1人当たりの収益単価は上がっているということでございます。患者数が減っているのに収益が上がっているということは、これはやはりコロナの影響は出ているのかなということで捉えているところでございます。これがコロナが落ち着いて検査が変わっていくと、また患者数も含めてどのように変わっていくかということで、この推移は見届けたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そういう点でいえばよかったというか、よく分からないのですけれども、収益が上がるということは決してマイナスなことではありせんので、分かりました。

それで、単年度資金不足の発生が予想されるということなのだけれども、今答弁がありました。この経過は分かったのだけれども、対応策というのか、どのように、発生しますというだけのことなのか、差し障りがなかったらその対応をどう、今後どれぐらいの資金不足が出て、どんな対応をするかというようなことで考えていることがあれば答弁願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 資金不足の対応についてのご質問でございます。

まずは病院としては経営改善を引き続き推進するということかと思っております。まず、医師も今いろいろ交代はしていますけれども、11月に入った医師、あれでかなり入院患者のほうも増えてきているということもございまして。まずは病院で経営改善を、残り少ない令和3年度ですけれども、これは続けていくということが大前提と。

それと、これは財政当局との話にはなります。過去2年間追加繰り出しを高くいただいたということがかなり病院経営にとっては大きかったのですが、こういった中で我々もこの12月まで追加繰り出しをいただかないという中で、かなり経営改善、院長を先頭にやっては

きたというところがございます。ただし、単年度資金不足が発生するというところがございますので、ここは最悪資金不足になるということは、やはり今まで発生しなかった不良債務が発生してしまうということにもなります。その解消部分をどうするかということで、これはまた町側とも検討させていただくということで考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） その点についてはそこで結構です。

それで、先ほど行政報告でも医師の退職の話がございました。最後のお医者さんは体調不良だということのようでしたけれども、また三愛病院の連携による物忘れ外来ですか、その報告がありましたが、もうちょっとこの2点、医師のやめる経過だとか、今回の問題だけではなくて。

それと、三愛病院との協定、これはすごくいいなとも、なかなかどんなふうになっているのかよく分からないけれども、中身がどうなっているのだからよく分からないけれども、すごくいいなと思うのですけれども、当然認知症が増えていきますから、すごくいいなと思うのだけれども、そこら辺をもうちょっと詳しく説明してください。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、今ご質問にありました物忘れ外来の関係を詳細をお答えしたいと思います。

この話は、もともと2年ほど前に遡るのですが、実は三愛病院の千葉理事長のほうから町を通じまして東胆振医療圏域で精神科のサテライト外来を開きたいという声をいただいたというところがございます。その声をいただきまして、当院また内部でもいろいろ話をさせていただきまして、まず、精神科という診療科目は、診療科目名の響きも含めまして開設するのにどうかということで検討したのですけれども、なかなか精神科というのは診療域が広い科目でございまして、当院の規模と医療スタッフの中でこれを賄っていけるかというところも大変議論になりました。当然町内は高齢者の患者が増えているという現状でございまして、やはりふだん聞く声としては老化に伴う正常な物忘れなのか、それとも認知症なのか、ここの判別というところは非常に悩みを持たれている患者やご家族が多いと伺ってございます。そういうことで、ここの初期の段階の日常生活においてご本人やご家族が認知症かもだとか、でもどこで診たらいいのだろうかとか、そういった部分で難のある場合につきまして、こういった物忘れ外来というような名称で開始するというところで三愛病院のほうとも確認したというところがございます。

今回三愛病院のほうから千葉理事長、これは院長になりますけれども、精神科の院長ですが、こちらのほうに見えることになってございます。また、精神保健福祉士という資格を持った方が1名おまして、この方と2名で来て診察のほうを行うことになっております。この物忘れ外来というのは、先にいろいろ聞き取りがかなり項目が多いと伺ってございます。

また、診察日当日も診察に至る前に頭部のCTだとか採血だとか心電図検査だとか、かなり検査項目も多いということでございまして、1時間に1人見るのがやっただというように伺っております。当分は月1回、第4木曜日の午後ということでございまして、先ほど申し上げた1時間に1人、大体3名からスタートするというように伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、1点目の医師の関係でございまして。今回体調不良ということで一人の医師が退職するというようにございまして。その前に10月末にも辞めるということで、昨年も年度末で医師の退職が相次いだということで、せっかく入った医師がすぐ辞めていくという現状については大変院長以下重く受け止めております。次の医者が決まったから、それでいいではないかという数合わせは決してないと思っています。今回12月に辞めた医師についても大変短い間だったのですが、患者の支持もいただいたと、大変多くの外来患者に通っていただいているという現状を重く受け止めて、体調、行政報告でも町長からいただきましたが、復帰に向けた当然またお声もかけさせていただいておりますし、その辺りの医師の、患者に信頼される医師に長くいていただけたというようにところは院内におきましても院長からも声をかけていただいたり、また理事者のほうからも出馬いただいたりということは続けていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。物忘れ外来のことなのですがすけれども、私は全然素人で分からないのですけれども、今聞くと結構難しい中身なのだという気がしたのだけれども、現実的に白老町で患者はいらっしゃると思うのだけれども、病院に来ていただけるかどうかというのは不安というか、そうなるものなのかどうかと。もちろん宣伝して呼び込むとかということではなくて、こういうものがあるから、こういう症状の人は利用したほうがいいですよというような宣伝アピール、そういうことをしないと、これはなかなか大変ではないのかなという気が今の話を聞く範囲では感じたのですけれども、そこら辺が、本当にそういう対象者に来てもらって、そして町民も健やかに暮らせるというような、そういうことでの宣伝というか、そういうことは考えているのでしょうか。また、対象はたくさんあるということでもいいのか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 物忘れ外来の宣伝の関係でございまして。

こちらにつきましても三愛病院と打合せさせていただいております。千葉院長がいわくなのですが、まずは今もう既に三愛病院の精神科に通っている方、また認知症の障がい等で通院されている方、また当然症状によっては入院されたりだとかあると思うのですけれども、こういった患者については基本的には三愛病院に今までどおりかかってくれということでございまして。当院で受け入れるというのは、先ほどから申し上げておき、初期

段階の患者、これはなかなか難しいのですけれども、通常の初診というか、通常の生活の中でそういった心配、ささいなことでも、ちょっと物忘れが激しいなどか思った段階で連絡をいただくということで、まずは当院のほうに予約をいただくということでございます。そういった初期の方、当然初期の方でうちの物忘れ外来をしていただいて、その中で当院での治療が継続で済む方についてはそのままかかっているということでございます。ただ、やはり認知症、軽度認知障がいだとか、こういった診断がついた方は、これは三愛病院を紹介していただくということで、最終的には医師の判断となります。また逆に、もう既に三愛病院に行かれています方でかなり軽度の方もいるそうです。お薬だけを処方されるような方も中にはいらっしやっていて、そういった方については白老の町立病院のほうで、これは交通のことも考えて通っていただくのがいいのではないかと三愛病院も申しているというところがございますので、そこはいずれにしても軽度の方は受ける、また重度の方は三愛病院へという仕切りで今のところ考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） そのところは分かりました。

医師の退職の件なのですけれども、ここ数年の間多くの新任の医師を含めて退職が続いているわけです。その原因は、もちろん今答弁があったようなこともきっとあると思います。管理者の町長として医師が入れ替わるということは、マイナス面があってもプラスの部分はないのです。極端に多過ぎると思うのです。その原因だとか、それから町の対応の悪さがあるのかどうか分かりませんが、そういうことだとか、その管理者として医師の退職についてどう考えていらっしやるのかということが1点と、同時に事務長のほうから答弁がありました。直接経営や人事管理に当たる院長の考え方、方針も管理者としてどのように押さえているか。これはやっぱり白老町の病院の一番の大きなマイナスの点ではないのかと考えるものですから、管理者や院長の責任というのは私はあるのではないのかと考えていますので、そこら辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは、今の件について私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

退職については様々な理由が個人的なものを含めてあります。しかしながら、退職が続くということは、議員のほうからお話があったように決してプラスになることではないと、本当に憂える一つの大きな問題だと理事者としても捉えております。そういうことで、これまでも経営改善含め医師の退職の件も含めて私もそうですし、町長のほうも退職するご本人にも会って話をしていますし、それから院長とも話はあるしております。そういう中で、なかなかこういう状態が改善されないということで、今理事者の中ではもう少し医局会議そのものの中に入って、今までは院長と直接話をしていたわけですから、やはり医局会議

入って看護師、それから医療スタッフの人たちも、管理職含めて常勤の医師含めて話をしなければ、なかなか今の状況がつぶさに分かってもらえないのではないかとということで、早速議会が終わり次第、町長が医局会議に出るような準備もしております。これまでも、今言ったように私たち理事者もそうですけれども、事務長のほうからも経営については数字をもって、機会を設けて病院スタッフにはお話をしているということもあるのですけれども、様々な原因があると言われもするのですけれども、ただ今後新しい病院を建設して開院していくためにはそういった町民の皆さん方の信頼が損なわれないようなことで対応していかなければならないということで、まずはこちらとしてはこれまでの対応の仕方ではなくて、改めた対応の仕方直接病院スタッフとの協議を進めていきたいと思っておりますし、そのほかなかなか月に何回ということとは言えないのですけれども、せっかく確保してきた、来ていただいている常勤の先生方にも直接理事者から、その時々ではなくて日常的な部分も含めてお話し合いの機会を、懇談の機会を設けていくような対応はこれから改めて進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

---

再開 午後 2時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。病院の状況は大体分かりました。

それで、1つは漏れ聞くところによるとお医者さんの年齢が結構高いように聞いたのですけれども、新しい病院を造るという状況の中で、今の副町長の答弁で決意は分かりましたが、やっぱり新しい病院を造っていくとき、年齢が高いお医者さんが駄目だということではなくて、新たな指導體制をしくということであると、この後新病院改築のときになったら年齢はまだ上がりますから、そういうことを考えた医師の招聘をきちんと今から考えないと新病院が機能しなくなってしまうという可能性がありますので、その点も含めて十分今の副町長の決意を含めて医師招聘に当たっていただきたいと思うのですけれども、そこら辺の見解だけ。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 新しい病院に向けての医師体制については既に、今の院長がすぐ退職を迎えるということも含めまして、次の院長候補を確保というか、獲得のために大学の医局含めてお願いに上がっているところでございます。ただ、なかなか、医者のつながりというか、関わりというか、その辺のところいろいろ、議員もお分かりのところはあるとは思いますが、出身大学の関わり、医局の関わり、そういったものが様々ありまして、

そのところをどう理解を持って町に来ていただけるかというところ辺りは今後実際的な場面もつくりながら、広くまた公募もかけながら新体制づくりをしっかりとしていく準備を始めているところだけはお話をしておきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。新病院建設の関係で2点だけ確認しておきたいことがあるのです。

1点目、鉄南地区の地震や津波等の避難施設の役割を果たすようなことを考えているかどうか1点。

もう一点、太陽光発電等複合的にそういうものを造って利用する、盛り込むというようなことは考えられているかどうか、この2点だけ確認しておきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） ただいまの病院改築のご質問が2点ございました。

まず、鉄南地区、今回の病院改築につきましては現地建て替えということで進めていく考えにございます。そういう中で、本年6月に北海道から示された津波想定を踏まえましてピロティー化にした病院改築としていく考えでございます。当然周辺住民の避難施設という位置づけ、一時避難的な役割を担う病院改築という考えで今回発注要件とさせていただいております。

それと、太陽光発電の考え方につきましては、これは太陽光発電を盛り込む形で建物を要求しているということでは実はございません。今回の改築基本計画、これまでも特別委員会の中でも十分に中身をお示しをしながら計画の成案化を進めてまいりました。その中で経済性に配慮した施設ということで、要は建て替え後のライフサイクルコストをしっかりと低減させるための設備の在り方ということを盛り込んでおります。基本的にはそういう中で最低限の要件でお示しをしております、今回デザインビルドで発注をしていく中で各参加業者が様々ご提案に基づいて、それが整合性というか、経済性に配慮されているかどうか、そういったものを比較検討できる場面ということがこれから求められてくるかと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。ただ、地球温暖化がこれだけ叫ばれて大変な状況ですから、ぜひそこは組み込めるものであればこちらからの意見としても組み込んでほしいと思います。それはそのようなことで結構です。

それと、都市計画マスタープランと並行して立地適正化計画を進めるということで先日全員協議会の中でありました。現時点での病院建設に当てはまるのかどうか、当てはまるとしたら今後の流れ、金額、準備のために必要なものなど町としてやるのがどうなっ

いくのか、さしたるような範囲で答弁を願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 立地適正化計画の関係でございます。

病院に補助等々、立地適正化計画を策定することによって補助事業として受けられるものがあるのかどうかというようなことであろうかと思えます。先般の全員協議会の中でも少し触れさせていただきましたが、立地適正化計画を策定して活用できるものとして都市構造再編集中支援事業というものがございます。こちらにつきましては、立地適正化計画の中に都市機能誘導区域というものを設けまして、その中に誘導する施設というような位置づけをすることによって、基本的には該当施設というものが列記されているような状況になりますけれども、そこにあるのが医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設ということで、それぞれ括弧書きの部分を読み上げますと、医療施設は病院、診療所等、社会福祉施設は、老人デイサービスセンター等、教育文化施設は認定こども園、小学校等、子育て支援施設は乳幼児一時預かり施設等ということになってございますので、まずは立地適正化計画を策定して、その後活用といいますか、そういったものを目標にはしていきたいとは考えているところでございます。

今後の手続につきましてというようなこともございますが、まず今年度より都市計画マスタープランを策定させていただいておりまして、それをベースに立地適正化計画の策定作業に今後入らせていただきたいと思いますのでございます。病院建設自体が令和5年度から事業着手、工事が着手するという予定になってございますので、この補助事業が活用できるというような場合には来年の12月頃までに立地適正化計画を立てて、かつ開発局等々との事前協議を進めながら手続をしていくということになってございます。しかしながら、対象施設に医療施設というのが明記されているので、我々も活用できる可能性があると思っておりますけれども、これまで今年度になりまして数回北海道開発局あるいは北海道のほうに訪れまして、実際に適用になるかどうかというようなことについていろいろと諸条件がございまして、そういった部分の確認をまだ現時点でしているというような部分も残っておりますので、確実にこれが該当になるというようなことは現時点では申し上げられませんが、この事業のメニューとしてはこういうものが載っておりますので、我々もこのスケジュールに間に合って、何とか病院のほうに充てられるような努力はしていきたいと考えてございます。

この事業につきましては、立地適正化計画が令和2年度から防災指針というのを含んで建てるというようなことになってございまして、これを受けて令和3年度から誘導施設の上限額、21億円が対象事業の上限だったのですけれども、今年度から医療、福祉施設等の整備に当たってピロティ化止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策が必要な場合、防災指針に位置づけられた事業に限り誘導施設の補助対象事業費の上限額を引き上げるといったような改正が行われておりまして、21億円から補助対象事業費が30億円というこ



とになってございます。その補助率につきましては2分の1ということになっておりますので、30億円の事業を行った場合には最大で15億円の補助額をいただけるということになってございます。我々としては活用できるように努力していきたいと現時点では思っているところです。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の話を聞いて私は本当に思うのですけれども、今回の立地適正化計画はまちの総力をつぎ込んで、実現できるかどうかはいろいろあるかもしれませんが、最大限取り組むべき中身だろうと。財政的な考えからいったら、これは白老町ができてから最も大きな補助事業にもなる可能性があります。こういうものをどう自治体として利用するかと。

もう一つ私が考えるのはアイヌ政策推進交付金です。これが8割ですよ。特別交付税を入れれば9割です。こういうものを白老町としてどれだけ利用できるかという、その財政部分での政策視点、何をやるかという政策ではなくて。ここのところは私は徹底的にこの2つはやるべきだと思っているのです。実際に令和3年はアイヌの政策交付金は10分の8で1億7,000万円ぐらいですけれども、もちろんこれから生活館のことに入ってきますから、金は増えると思うのです。だけれども、倍増させるような取組、うちのあれだけがよくなるとかではなくて、財政的な見地からいったら極めてこの2つは大きなこれからの白老町にとっての財政的なベースになる部分だと思うのです。ですから、この2つはぜひひとつ決意を持って取り組んでほしいと思うのですけれども、そこら辺の決意だけ。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今ご指摘いただいたように、非常に今後の本町の財政的な基盤づくりの要素を大きく含んでいる補助制度ということの認識は強く思っております。病院建設が一つ始まろうとしている中なのですけれども、次にはこの庁舎の問題もあります。立地適正化計画の部分については、なかなか庁舎がそのままストレートには補助対象にはならないということもあるのですけれども、ここでしっかりと取り組んでいくことが次の庁舎建設についても財源的なその基礎をつくっていくことになると十分押さえております。

それから、本当に様々な交付金だとか、それから補助金だとかというあたりがあります。職員も一つ事業をやるごとに、特に予算づくりをするときには様々なメニューを探していることは事実です。ちょっと長くなりますけれども、病院のときも今回の津波の関係で何とか対策を取らなくてはならないと。初めは21億円か24億円ぐらいで収まるのではないかと。いうところを32億円の今は予算をもらっていますけれども、そのときも本当に必死になってその分の補助金探しをやりました。振興局にも驚かれたのですけれども、よくこういう防災関係の一つ、都市防災の補助金を見つけてきたのです。1億2,000万円ぐらいの補助金を見つけてきたのですけれども、そのときも振興局の部長から、よくもこういうところを見つ

けてきたものだという話で、振興局も参考にさせてもらいたいというぐらいの話がありましたけれども、先ほどの特別交付金も含めながらどう裏財源といいますか、そここのところをうまく利用していくようなつくり方をしていくか、それが今後の本町の持続化を含めていくためにも大きな視点だと考えておりますので、なかなか今の段階ではまだ確かめの部分が正確になっていないところも一部あるのですけれども、何とか頑張って立地適正化計画については進めてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今まで細かなことをずっと聞いてきましたけれども、そここのところは理解しました。

それで、やっぱり長期の財政計画、そういう視点から長期のまちづくり政策、これを見るところかどうかということなのです。今実際に行財政改革推進計画が28年までの8年間、総合計画は27年までの8年間です。都市計画マスタープランは40年までの約20年間、立地適正化計画は41年までのおおむね20年間となっているのです。もちろんこれ以外の国の計画だとか、白老町でも総合管理計画だとかいろんなことがあります。しかし、8年、10年、20年後を目標とした具体的な政策構造、具体的な財政計画、これを私は今つくるべきだと思うのです。どういう視点かということ、行財政新計画を見ると、まず基金なのですけれども、それぞれの自治体で考え方が違うのは当たり前です。ですから、町は町の考え方があって結構だと思います。ただ、一つの大きな事業を行うときに、町長もよくおっしゃるように、将来の町民の皆様に借金の支払い方法の負担を残さないということをよく町長はおっしゃいます。けれども、財政政策というと、私は実際に財政調整基金ではなく、事業に見合った減債基金、減債基金を積むだけの具体的な政策があるかということなのです、はっきり言えば。だから、余ったから、みんな財政調整基金に積んで、結果的には13億円と。何でお金だけためて、たくさんあれば安心できると。そういうことでは内容、財政調整基金に積むのが目的になってしまったら、町民は何を目指して仕事、自分のまちの将来を考えるのかということになるでしょう。ちょっと長くなる。起債も同じなのです。8年間で80億円の起債計画でしょう、実質公債費比率はほとんど変わらないのだから。12.1から12.7ぐらいでほとんど変わらないのです。確かに今回は病院建設という大きな起債が使われることがあります。これは町民に直結するインフラ整備、公共施設等総合管理計画の実行、教育や福祉の施策、これに対して8年後どうなるかというところはなかなか見えてこないのだ。ただ、1つ見えているのは庁舎はきちんと計画をつくるという段階まで来た。ところが、複合化すると言っているでしょう。その複合化の中身は何もないと。これでは私は駄目だと思うのです。そういう政策をきちんと打ち出して、それに対して減債基金をきちんと積んで、その減債基金が町長が一番心配する将来の人たちに負担を残さないという中身になるのです。本当にこれは事実見たら分かりますから。

東川町が何でもかんでもいいというわけではないのだ。ここは、テレビを見た人がいると思うのだけれども、270メートルの学校の廊下、私たちも見てきました。270メートル見通せる廊下です。無駄なんていうものではないです。オープンスペースの学校で、本当に教室と同じぐらいの幅の廊下なのだから。それは無駄だといえば無駄です、みんな。何でそんなものが要るのだと。だけれども、あそこは現実的に子供たちが学力が上がったり増えたりしているのです、事実。もちろん10年もかかっています。この考え方は何かと云ったら、事業をやるときにそういうものを決めたら減債基金を積むのです、どんどん、どんどん。町民に負担をかけないという意味なのです。だから、これは令和元年ですけれども、東川町は24億円の基金の中で12億円ですよ、積んでいる。減債基金に積んでいるわけ。財政調整基金は何ぼか云ったら4億円です。やっぱりそういう政策と財政政策が合致するような、そういうことを私はやらなくてはいけないと思うのですけれども、そこら辺の見解を伺いたと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 大淵議員のほうから将来を見据えた政策の裏づけとなる基金といいますか、そういった財源措置というようなご提言だったかと思います。

それで、本町におきましても将来を見据えた基金管理というのは十分必要なことで、今後というか、現状も実際に進んでいるところではあります。例えば本町の課題としては公共施設の老朽化対策というようなことを進めていかなければならないというようなことから、今年度の9月の補正でも公共施設の基金に1億5,000万円積立てをさせていただきました。額的には少ないのですけれども、年度当初で基金積立て、これは将来を見据えて庁舎の建設の基金にも積んでいるような状況でございます。それで、具体的に減債基金というお話がございました。それで、東川町の例があったのですけれども、今後きちんとそういった政策を結びつけるためには、やはり裏づけとなる財源が必要だというようなことで、建物を建てる、借金を返していかなければならない、そのために基金があるというような、こういうようなローテーションというか循環になってくるかと思っておりますので、その辺は今後重々考えていかなければならないかと思っております。

それで、1点財政調整基金のお話がございました。それで、行政改革の計画の中では10億円を一定限度としてこれから運用していきますというような計画になっているところでございます。それで、財政調整基金の動きというのを改めて私は見てみたのですけれども、これまでは財政調整基金が枯渇しているというようなことで、財政健全化プランのときにはある程度予算に余剰があった場合には財政調整基金に積みますということで財政調整基金に積んでまいりました。それで、これがある程度10億円が見えてきた段階の令和1年度、2年度、これについては意図的に財政調整基金に積んでいるものというのは正直ないのです。これは、法律上の決算の積立てで財政調整基金に積んでいるものというのはあるのですけれども、予算が余剰したから、例えば一つの事業の償還金に充てるために財政調整基

金に積んだというのはあるのですが、意図的に積んでいるものはない。その代わりに今後課題になるであろう公共施設の基金に積んでいるという、いわゆる特定目的基金のほうに積んでいるというような財政運営はしてきていると捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1問目の最後にしたいと思うのですが、8年後、20年後のまち、これは計画で延べ8年、20年というのだけれども、まちをどうつくっていくか。政策的な見地からも目的を持った財政運営が私はどうしても必要だと考えます。基金や起債の考え方も、実際の財政運営をもっと具体的に政策とともに示すべきだと。これをしないと、ただお金をためると。今課長が言われたけれども、新財政計画の中では2億6,000万円積んで1億6,000万円下ろすことになっているのだ。そのうち1億5,000万円は公共管理計画のところに使うとなっているのだ。だから、それでも収支ゼロになっているのです。収支ゼロ。ここは議論しないけれども、実質収支は3から5と言っている。ということは、2億円から3億円ぐらい出る可能性はあるのです。こういうものを、もちろん今言ったように一回は財政調整基金に積むけれども、やっぱり減債基金積んで、それが政策に生かせる、そういうような財政運営、これからのハード、ソフトの大きな事業政策、これを将来負担を残さないでやれると、そういう財政計画をきちんと具体的な政策を基につくるべきだと。だから、そのためには必要であれば私は計画を1年で見直したって2年で見直したって、半分なくなってもいいのです。それぐらい柔軟な、今回の適正何とか計画と同じですよ、先ほど言った15億円の。ですから、そういうものが出るわけですから。そういう柔軟な考えで財政、政策運営をしていただきたいと思います。これが私の1答目の最後の質問です。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 議員のほうからる町の今後のまちづくり、そしてそのための政策についてのご指摘含めてお話がありました。今ご意見をいただいたことについては、私たちもしっかりと受け止めて、その政策づくりと財源の裏づけがしっかりとしていかないと、今後の人口減だとか、そういう状況に対応していけない。本当に持続可能なまちづくりが本格的に進んでいかないと、そういう状況はつくらない、そういうつもりで柔軟に対応していきたいと思います。行財政改革推進計画にプラマイゼロだとか、3から5という辺りのところも今までの健全化プランのときは何が何でもこの数字、この数字ありきでやってきたと。そこのところから一步今度は進んでいくときに、もう少し柔軟性を持った、目標としてはしっかりと持ち、そして財政規律はしっかりと守りながらも柔軟性のある財政運営、まちづくりをというところでの数字の目標の出し方でございますので、今のご指摘を含めた減災基金の関係は、何とか財政調整基金の積み上げが13億円、うちの標準財政規模の約2倍ぐらいのところには一定のめどとして到達しているわけですから、そこのところの押さえ方も含めて今後、今ご意見を賜ったことについては十分受け止めながら財政計画、運営、その辺のと

ころを考えてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。次に移ります。

介護保険事業について。

（1）、現時点での介護保険の現状について。

①、制度全般と補足給付の状況を伺います。

②、国に対する働きかけと地方自治体と国の動向、町の考えについて伺います。

（2）、在宅介護の現状について。

①、家事援助及び身体介護における町全体でのニーズと動向について伺います。

②、介護事業者不足に対する町としての具体的な対策を伺います。

（3）、認知症者の現状と町としての対応策について。

①、町の現状と国の方向について伺います。

②、各地方自治体において認知症に関わる条例制定等が検討されているが、町の考えを伺います。

（4）、保健・福祉・医療・介護の連携による総合政策が必要と考えるが、町の方向性を伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「介護保険制度」についてのご質問であります。

1項目めの「現時点での介護保険の現状」についてであります。

1点目の「制度全般と補足給付の状況」についてであります。介護保険制度全般では高齢化の進展により、介護給付費が年々増大しており、介護保険料など被保険者の負担が増している状況にあります。補足給付については令和3年8月から施設利用者の食費、居住費の負担軽減の判定基準と軽減内容の改正が行われ、施設入所者の約350人のうち132人が月額約2万円の食費の負担増となっております。

2点目の「国に対する働きかけと地方自治体と国の動向、町の考え」についてであります。国においては介護給付費などの社会保障費を抑制するため、給付と負担のあり方について見直しを行い、制度改正を実施しております。

改正により高齢者の負担増となり、厳しい状況におかれている方がいるものと捉えております。

町としては胆振町村会などを通じ、介護保険制度における被保険者の負担軽減について国に働きかけてまいります。

2項目めの「在宅介護の現状」についてであります。

1点目の「家事援助及び身体介護におけるニーズと動向」についてであります。本町の

訪問介護に対するニーズは増加しており、身体介護よりも家事援助の方が多い状況にあります。

在宅介護では要支援など軽度の方が多く、家事援助が多くなっているものと捉えております。今後も訪問介護のニーズが高まることが想定されますが、担い手の確保が深刻な課題となっております。

2点目の「介護従事者不足に対する町の対応策」についてであります。本町における介護人材の不足は事業所への聞き取りなどで認識しております。

介護人材の不足は全事業所に共通したものとなっておりますが、特に訪問介護を担う訪問介護員についての不足が深刻であると捉えております。

町としては介護従事者を確保するための施策を拡充し、人員不足の解消に努力してまいります。

3項目めの「認知症者の現状と町としての対応策」についてであります。

1点目の「町の現状と国の方向性」についてであります。本町において、認知症の方の人数は正確には把握しておりませんが、令和2年度の要介護認定で主治医に認知症と診断された方は324人となっております。

要介護認定を受けられていない方もおられることから、認知症の方の実数はさらに多く、今後も増加していくものと考えております。

国においては令和元年6月に認知症施策推進大綱を閣議決定しております。

その基本的な考え方は認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら共生と予防を車の両輪として施策を推進するものであります。

町としては認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームの配置や認知症カフェ、認知症サポーター養成講座など認知症総合支援を推進いたします。

また、認知症サポーター活動促進と地域づくり推進の役割を担うチームオレンジコーディネーターの配置も検討してまいります。

2点目の「認知症に関わる条例制定等の町の考え」についてであります。各自治体において認知症に関わる条例が制定されている動きについては認識しております。

認知症の人と家族の人にやさしいまちづくりに関しては、本町の基本理念である多文化共生とも通じるものがあり、認知症施策の方向性を検討する中で、条例の制定についても考えてまいります。

4項目めの「保健・福祉・医療・介護の連携による総合施策に対する町の方向性」についてであります。

町民一人ひとりが、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題です。

そのためには保健・福祉・医療・介護が連携して施策を推進していくことは必要であると捉えております。

今後、さらなる連携の強化に向けて組織のあり方について検討してまいります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今答弁がありましたが、白老町内の施設入所者で補足給付の変化の状況をどの程度つかまえていらっしゃるか。また、最も大きく差が出た入所者、その金額と人数等はどうなっているか、まず伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今のご質問にお答えいたします。

補足給付につきましては、今年の8月改正がございまして、実際には施設利用者、こちらは入所者の方、それからショートステイの方も利用されている方もいらっしゃいますので、施設利用者の方におきましては実際に補足給付の対象となっている方については326人になります。それで、最も今回の8月の改正において影響を受けられている方、年度の切替えが8月からになりますので、令和2年、令和3年という言い方をさせていただきますが、令和2年、第2段階の方が令和3年度に3の2段階に変わった方がいらっしゃいます。お二人の方がその対象となってございますが、その金額は食費でいいますと月2万9,100円、居住費で1万4,700円、月の合計が4万3,800円、年額では52万5,600円の増額となる方がおられるということです。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。前回聞いたときよりもちょっと減ったみたいだけれども、それにしてもすごい金額ですよ。

それで、2番目の質問なのだけれども、胆振管内の町村会の中で話をしたということなのだけれども、本当にこれほどまで、例えば介護保険料と今の補足給付の問題、これは地方自治体では解決できないのです。無理なのです。はっきりしているのです。ということは、あとは国に要請するしかないのです。今話があったように、年間52万円も上がっているという人が白老町の中にいらっしゃるのです。ここを代わりに町が払うわけには今の段階ではいけないわけですから、国にどれだけこのことを運動するかと。だから、町長、胆振町村会でやられたということは分かりました。努力されたということも分かりました。やっぱり北海道の町村会や国の町村会、ここでリーダーシップを取ってこの問題は私はやるべきではないのかと本当に思うのです。こういうことをやらないと、先ほど言ったお医者さんを集めるということを含めて首長の仕事って私はそういうことだと思うのです。ですから、ここは介護保険料ももう限界に来ていますから、この2つで本当に町長、本気になってやってみる気はありませんか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 介護保険料も含めてというお話でございます。

大淵議員のおっしゃるとおりだと思っております。補足給付も介護保険制度が改正して、今こういう具体的な数字に表れてきました。胆振町村会で話をしているのは前回のとおりののですが、ほかにも介護制度でまだまだ見直しや国からの支援が必要だという声は北海道と日本の町村会、全国の町村会でも話が出ていまして、先月行われた町村会の全国大会等々でも国のほうに要望はしております。この動きはまだそんなに大きなうねりになっていないと私も感じておりますので、ここは白老町の問題ではなくて、国が施策としてきちんと対応してもらいたいということでありますので、私の立場からすると胆振町村会が中心となって北海道、そして国のほうにこれからもまた訴え続けていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは分かりました。ぜひ努力をしていただきたいと思っております。これは本当に地方自治体の果たす役割の最大の問題だと思っておりますので、そこはよろしくをお願いします。

次に、ヘルパーの問題なのですが、家事援助のヘルパー不足が問題だということは各事業所、一番近くの社会福祉協議会からも出ているのですよね、もちろんご存じだと思うのだけでも。現実的に理念と現実、理念と現実的にある仕事、特に家事援助の場合のドッキングがうまく結合しないというような部分を感じられます。ですから、例えば白老町でやっているヘルパー講座の中でこういう家事援助の重要性というのをきちんと講座の中に取り入れるなんていうことは、まさかみそ汁の作り方をやれとは言えないかもしれないけれども、そういうことは考えられないのかどうかということが1つです。

それから、これは全国的な状況なのです。ですから、対応策は国や北海道ではほとんどないと言っていいぐらいなのです。要するに町村任せということですよ、介護人材確保するために。ですから、ここら辺は北海道や国の方向を含めて考えてみる必要があるのではないかなと思うのだけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今のご質問にお答えいたします。

介護従事者といいますか、特に訪問介護員、ヘルパーの方の講習等で当然身体介護、それから家事援助というところのそれぞれの利用者に合わせたサービスを提供するという部分では講習といいますか、研修の中でやられているということで、多分受講生の方もそういう認識でおられると思います。ただ、大淵議員がおっしゃられたように、もともとの介護に対する理念をお持ちの方で実際に利用者の方のところに行くと、やはり身体介護は実際介護をしている実感というか、をできるけれども、なかなか家事援助というのが、御飯を作ったり掃除をしたりだとか、そういったところで利用者の方のためにはなっているという部分



はございますけれども、なかなかその部分、その実態、思われている理念と整合性が取れていないという方で特に若い方、高齢者の方の御飯を作るというのは味つけ等から考えてもなかなか難しいというのがあって、あとお一人、利用者に対して一人で対応しなければいけないとかというところも実際にあると聞いていますので、そういったところで人材不足になっているということは聞いておりますけれども、そういった部分は社会福祉協議会等の研修、それから福祉協議会で研修等もやっていますので、今は恐らくそういった人材不足の部分がございまして、社会福祉協議会としてもそういった部分は実際に受講生の方に伝えてはいると思いますが、またその辺は社会福祉協議会のほうともお話をさせていただいて、そういった研修等で実態についてはより即したものになるように確認をさせていただきたいと思います。

それから、町の人材不足に対する施策の関係でございます。こちらについては、介護従事者の不足につきましては高齢化に伴って、そもそも必要な介護従事者が増加していると、必要数がどんどん増加している、それに対して少子化で労働人口が減少しているという全国的な話がまずございまして、そういった部分もあって慢性的になっていると。ここ最近の話ではなくて、介護の制度が始まってからも慢性的な人材不足というのは実際にあるかと思えます。それで、町としてはそういった部分を解決するためには何か一つの施策で劇的に解消するという事はなかなか難しいと考えておりますので、いろんな施策を継続的に地道に行っていくということしか方法としてはないのかというところが今担当課として考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。国や北海道が根本的な対応策が不十分な中で、町だけがそれを行うことには無理があるというのは百も承知なのですよ、私も。しかし、これだけ高齢化率が上がった状況の中で本当に、課長も答弁があったけれども、例えば優遇策や待遇改善、これだけで人が集まるのかと。同時に、外国人労働者の獲得まで何ぼ白老町であっても私は考えざるを得ないのではないかと思うのです。ですから、そういう点でいうと、町が本気になってやらないと白老町の高齢者が生活ができなくなってしまう、こういう状況にもなりかねないと思うのです。ですから、単純な優遇策だけではもう手が打てないし、国の改定待ちでは、本当は介護報酬の改定があり、今回もちょっと上がるのかな、状況になっているのだけれども、根本的な人材、これは施設の人材だって足りないわけだから、ですからそこはスピード感を持って町は対応策を考えるべきだと思うのだけれども、その点はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今ご意見があったところは再三ご指摘いただいているところでもありますし、町としても課長の答弁があったように、介護人材の不足は本当に長年という

か、慢性的な問題として十分捉えております。それで、今事業所等実際的なその支援の在り方については話をしているところです。話の中で事業者の皆さんも、このままではお互いに困ると。今までは人材の取り合いというか、そういうことも実際にはあったけれども、今は一つにまとまってやらなくてはならないと思う、そういうことも話されておりました。例えば外国人の採用についても一つの事業所でやるのではなくて、皆さんが、そして町がそこに関わってやっていかなければなかなか進められないと、そんな話も聞いております。町としても、まずは实际的にできる、単純なる支援策だけでは全てが解決はできないということは重々分かりますけれども、まずこれまでやっていた支援策よりも少し強化した形で進めていきたいと考えております。また、制度的なというか、今言ったように外国人労働者のつくり方についても事業者の皆さんと共にどう構築していくべきなのか、その辺のところもほかのまちの状況も確かめながら制度設計に向けていかなければならないだろうと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。大項目の3番目に入って、これで終わりますが、現在全国、全道どこでも認知症患者が急増している状況です。各自治体は、その対応策に多くのエネルギーを使っているわけです。まちとしても基本的な考え方を立案し、それに対する裏づけをつくっていく必要があると考えています、私は。そこで、1つ、認知症の人の事故を補償する民間保険への加入、この支援ができないか。これはもちろん新聞報道もされていますから、皆さんご承知だと思うのだけれども、令和2年7月、北広島市もやっております。61自治体がこれをやっています。それから、2つ目に認知症施策に関する条例です。これは令和3年10月、15自治体、特に神戸モデルと言われる神戸のやり方というのは極めて先駆的と言われています。3つ目にケアラー支援条例です。無償の介護者に対する支援条例、ある意味理念条例的なものがあるのだけれども、北海道は令和4年4月施行、栗山町は全国市町村の中で初めてケアラー支援条例をつくって、同じく来年の4月1日施行と。町としても期限を定めて制定する必要があると思うのだけれども、この点まず考え方だけお尋ねしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） まず、認知症の方の個人賠償責任保険の加入の支援制度創設についての考え方でございます。

こちらにつきましては、令和3年、今年の12月8日に白老町認知症の人と家族などの会のほうから要望書をいただいております、その中でも今の支援制度創設についての要望がございます。それで、こちらについては当然原課としても、町といたしましても認知症の方や家族の方に対する施策というのはこれからのまちづくりにおいて重要なものであると捉えておりますし、これまでも認知症の総合施策というのは推進してまいりましたけれども、

この支援制度創設については今60余りの自治体が既に、特に北海道内では先ほど大淵議員がおっしゃったように北広島市でやっております、実際に北広島市にも連絡をして内容等については既に確認をしております。それで、当然事例等も調査しながら、全額補助しているところもあれば一部補助しているところとか、いろいろ自治体によってやり方というのが違ってございますので、そういった事例等を確認しながら支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

それから、認知症条例の制定に対する考え方でございますが、こちらは当然認知症の方が増加していくことを考えますと、先ほど大淵議員からありました神戸のまちづくりについての認知症の部分の施策というのは非常にモデル的にやられているというところがありまして、認知症の早期発見、それから認知症の方の賠償とか、いろいろ係る経費をみんなで公平に負担しようということで、超過課税的な、時限的に3か年度ですけれども、それを個人住民税からいただくような、上乘せしていただくようなことでも取り組んでいるとなっております。そこまでの部分というのは、なかなかすぐというのは難しいかと思えます。ただ、そういった神戸市を見ても具体的施策があつて条例の制定というところを一体的にやっている部分がございますので、町としてもその辺の認知症施策の方向性を考える中で条例の制定についても考えてまいりたいと思えます。

それから、ケアラー条例についてでございます。こちらは北海道が来年の4月から北海道のケアラー条例をつくるということで、パブリックコメントとか意見の募集とか、我々のほうにも今意見募集が来ております。それで、その中で当然条例の施行後、その条例の中に市町村の支援に対して助言その他必要な支援を行うということが明記されております。ですから、施行後何らかの形で北海道がケアラー支援の施策を打ち出してくるものと本町としては考えております。ですから、そういった部分の支援策を受けて町として具体的な施策を考える。それから、浦河町が今回ケアラー条例を上程されたということで聞いていますが、そちらについてはケアラーの方の実態を調査した中で条例の制定につなげているということもありますので、うちとしてはなかなかケアラーの方の実態というところが調査されていない部分もございますので、そういった部分を併せながら条例の制定についてどのように考えていくかというところを積んでいきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。答弁があつたように、北海道のケアラー支援条例の素案で今言われたことは書かれているのです。ただ、私はこれは理念的な条例だと理解しているのです。それで、もちろんこの中に必要な支援を行いますというのはあるのだけれども、要望の中に、だけれども、私はこれを早くやっぱりつくるべきではないのかとすごく思っているのです。それは何かといったら基本が理念条例的なところがあるとしたら、この理念条例を制定することが介護者への私は最大の支援になるだろうと。それはどういうこと

かという、これだけ介護が必要な高齢者がいる中で町もきちんと考えているのだよと、具体的な支援策があまりたくさん、例えば北海道だって出てこないのですよ、現実的に。ですから、ここの理念条例的なところは私はちょっと違った感覚で受け止めているのだけれども、そこら辺をもう一度。

それから、もう一つ、この間ヤングケアラー、特に知事はヤングケアラーについて物すごく関心を持って、ここはここだけピックアップして言っている。どうも見ると中学2年と高校2年の調査を行ったということなのだけれども、白老町ではそういう調査が来ていてどんな状況になっているか、これを伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） ケアラー条例についての考え方です。

議員がおっしゃったように、理念的な、いわゆる町の姿勢といいますか、介護をされる方に対しての町の考え方を条例として示すというところの部分では、このケアラー条例を独自にといいますか、制定するという意義は大きいと認識はしております。ですから、先ほどは北海道の動きを見ながら、北海道の支援策を見て調査もし、それで条例の制定にというところはありましたけれども、そこは理念を先に打ち出すというのも一つの考え方ではあると思いますので、そこは実際にそういった理念条例として先手、先手というか、ほかのまちに先んじてそういった部分の条例を制定するかどうかも含めまして、先ほど認知症の条例もございましたけれども、担当課としてはその部分も含めましてどういう形で進めるべきかというところは今後しっかり検討させていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ヤングケアラーの部分についてご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

ヤングケアラーは、介護をする方の18歳未満についてということで、おっしゃるとおり7月の末から8月にかけて中学校2年生に調査がございました。ただ、この調査は北海道が直接保護者等に対して、中学生に対して調査を任意でお願いしている状況がありまして、白老町教育委員会を直接通してというものではなく、白老町教育委員会があくまでも周知するところは、こういうような調査が来ているので、協力をお願いしますという文書を各家庭に配ることはしたのですが、その後の集計ですとか、そのような情報についてはこちらで把握することができない調査になっております。御存じのとおり、結果の中では中学校2年生は3.9%ヤングケアラーとされている、それから全日の高校2年生で3.0%、定時制で4.5%ということで、本町においてもヤングケアラーの、これほど詳細なものではありませんが、2年ほど前に実態としてどのようなことがあるかということで、教職員110名に対してそのように該当するような生徒を見ているかというようなことの確認はいたしました。その中において、それと該当する子はいるという回答はありましたが、ヤングケアラーの難しいところは、調査の結果にも載っていますが、兄弟を主に見ている部分がヤングケアラーの対象と

して多い状況です。ここは非常にデリケートな部分がありまして、兄弟関係であると上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが下の子の面倒を見るというところはごく自然にあり得る部分がありまして、そこから今度探っていくとしたら、それが不登校につながっていないかですとか部活動の制限がないかとか自由な時間がないかなど、そういうような複雑的に絡むものがあるので、一概に客観的に外から見てこの子はヤングケアラーであるという定義をつくるというのは非常に厳しい状況があります。今白老町教育委員会として考えられるのは、まず先生たちもヤングケアラーという言葉自体を、その当時知っている先生も4割程度でした。今回の調査でも学校で把握しているのはヤングケアラーというものがどういうものか知っているのが半分ということでしたので、まずその普及啓発、学校の中、地域の中でヤングケアラーってどんなものなのかという普及啓発を行った上で、それでも察知した場合については関係する機関と連絡を取りながら、またスクールソーシャルワーカーも積極的に関わってもらいながら対応していくというところは今考えているところです。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。最後にします。

認知症の人に優しいまちづくり条例、先ほど神戸市の話が課長からされましたが、認知症に関する施策を推進することを目的とした条例は平成29年より15自治体以上で制定されているのです。特に神戸の条例というのは全国の初めての認知症神戸モデルと言われていきます。これは先ほど課長が言いましたから、中身は省きます。白老町で同じ条例をすぐつくれとは言いません、私は。せめて認知症の個人賠償責任保険支援制度は早急に制度創設、支援すべきだと考えます。

それから、今あったように理念条例でもあるケアラー支援条例の制定、これを期限を切って行うべきだと考えます。なぜか。白老町の、先ほどお話がありました。私は報道でも見ました。認知症の人と家族などの会の要望もあった。これは事実、今日の報道でされています。他のまちの動向、他のまちがやったからではなくて、白老町として独自の考えで期限を切って賠償保険支援と条例制定を強く私は訴えるものであります。そういう点で理事者の考え方を聞いて私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今ありましたように、今日も新聞報道もありましたけれども、町長が先日白老町認知症の人と家族などの会の要望書の受け取りの中で、認知症の人や家族の皆さんをしっかり支えていけるような、そんなことを町としても考えたいということでお話をされております。そういうことも踏まえまして、具体的な政策として、ではどう支えができるのか、そういうところをしっかりと考えてまいりたいと思います。ですから、要望書の中で見ていた賠償責任の保険の部分も今しっかりと見ております。それから、北広島市で行っているその制度の在り方についても課長のほうで、原課のほうで確かめもしております。

す。ですから、そういうことも踏まえまして支援策について考えていくということでの認識は強く持っております。

それから、ケアラー条例の理念条例という位置づけについては、これまで町の捉え方としては様々なというか、福祉計画の中でも町の態度というか、見方というか、押さえ方についてはその中で十分上げているつもりでございます。そこのところをもっと取り込んだというか、中での条例づくりだと思っております。課長がさきに答弁したように、理念条例のみで皆さんがそれで、今ご指摘があったように、それも一つの支援策ではないのかということも、私もそれは分かりますけれども、もっと具体の支援策もそこに付随できるようなものも町としては政策的に考えていかなければならないと思っております。今日のご指摘を踏まえまして、この2点について今後の本町の福祉政策のありようについてしっかり考えてまいりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって日本共産党、8番、大淵紀夫議員の一般質問を終わります。